

実務者研修の受講のための負担軽減策

○ 働きながらも、可能な限り負担を軽減した形で、実務者研修を受講し、介護福祉士資格の取得ができるように、①他研修で履修済の科目の受講免除(450⇒320時間)や通信課程の活用、②受講費用の貸付(返済免除付き)③研修受講者の代替要員の雇上げを実施している。

【①他研修で履修済の受講免除や通信課程の活用】

○ 450時間の実務者研修について、他の研修を履修している場合には、その内容に応じて、一部科目の受講を免除。

研修名称	原則 (実務者)	介護職員初任者	訪問介護員 1級	訪問介護員 2級	訪問介護員 3級	介護職員基礎	その他 ・ 認知症実践者研修 ・ 喀痰吸引等研修
受講時間	450	320	95	320	420	50	認知症の理解Ⅰ・Ⅱや医療的ケアを免除

・ 初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿

・ 実務者研修の総定員約53万人のうち、通信課程の定員は約51万人(約9割:H30.4現在)

医療的ケアの演習

450時間

(平均的な姿)

320時間

医療的ケアの演習

45時間

275時間

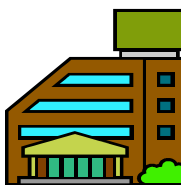
面接授業

通信授業

【②受講費用の貸付（返済免除付き）】

実務者研修受講費用20万円（上限）

・ 実施主体都道府県又は都道府県が適当と認める団体 補助率：国9／10相当（定額）

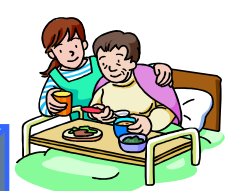


貸 付

介護福祉士を目指す
介護現場で働く者

2年間、介護福祉士として継続して従事

修学資金の返済を
全額免除



【介護の仕事】

【③研修受講者の代替要員の雇上げへの経費助成】

○ 地域医療介護総合確保基金で代替要員の雇上げ経費を支援。(国費補助率2/3)

介護福祉士修学資金のご案内

介護福祉士の「修学資金」とは

介護福祉士養成施設（養成校を含む。）に在学している方は、卒業後に介護福祉士国家試験に合格することで介護福祉士の資格を取得することができます。

（※）平成29～33年度の卒業者は、試験に合格しなくても卒業年度の翌年度から5年間に限って介護福祉士の資格を有することができます。その5年間の間に試験に合格すれば5年後以降も資格を有することができます。

現在施設に在学中又はこれから在学しようと考え、介護福祉士の資格の取得を目指す皆さまをサポートするため、下記のような「介護福祉士修学資金貸付制度」があります。

▶ 授業料、教材費、交通費、介護福祉士試験受験手数料等の費用

について、在学期間中**月5万円**をお貸しします。その他、入学準備金20万円、就職準備金20万円、国家試験受験対策費用年4万円、生活費加算の加算があります。

▶ 介護福祉士の資格取得後、5年間介護の業務に従事することで、

貸付金の**返還が全額免除**されます。

ご利用条件について

介護福祉士養成施設に在学している方で、（１）～（３）のいずれかに該当する方が「介護福祉士修学資金」の対象です。

- （１）貸付を受けようとする都道府県に住民登録をしていて、養成施設卒業後、その都道府県内において介護の仕事に就く予定の方
- （２）貸付を受けようとする都道府県内の養成施設の学生であって、卒業後、その都道府県内において介護の仕事に就く予定の方
- （３）養成施設での修学のために転居をした方で、転居する前年度の住民登録を貸付を受けようとする都道府県にしている、かつ、卒業後は転居前の都道府県内（貸付を受けようとする都道府県内）において介護の仕事に就く予定の方

返還の免除について

養成施設を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録をおこない、〇〇県内で、５年間、介護の業務に従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇（TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

※ 利用条件等については各都道府県で異なる場合があるため、詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

働きながら介護福祉士の国家資格を取得しませんか？

介護福祉士実務者研修受講資金 のご案内

介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度について

3年の実務経験をお持ちの方は、実務者研修を受講することで、介護福祉士国家試験の受験資格を取得することができます。

本制度は、実務者研修の受講費用や参考図書等の費用について、**最大20万円**をお貸しする制度で、介護福祉士の資格取得後、2年間介護の業務に従事することにより**返還が全額免除**されます。

ご利用条件について

実務者研修施設に在学している方であって、次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 貸付を受けようとする都道府県に住民登録をしていて、卒業後に当該都道府県内において介護の業務に従事しようとする方
- (2) 貸付を受けようとする都道府県内の実務者研修施設の学生であって、卒業後に当該施設が所在する都道府県内において介護の業務に従事しようとする方
- (3) 実務者研修施設の学生となる前年度に貸付を受けようとする都道府県に住民登録をしていて、実務者研修施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に転居前の都道府県内において介護の業務に従事しようとする方

貸付金の返還の免除について

実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録をおこない、〇〇県内で、2年間、介護の業務に従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇 (TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

※ 利用条件等については各都道府県で異なる場合があるため、詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

介護の職場へ戻ることをお考えの方に・・・

再就職準備金のご案内

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業とは

介護のお仕事に復帰するための費用について、**最大20万円**をお貸しする制度です。
2年間介護職員の業務に従事することより、**返還が全額免除**されます。

たとえば・・・



子どもを預けるための費用



研修会受講料や図書費等



転居に伴う費用



通勤用自転車・バイク等購入費



介護ウェアなどの業務用被服費

その他・・・

などに利用できます。

ご利用条件について

〇〇県に住民登録をしている方または〇〇県に所在する介護サービス事業所等に介護職員として就労された方で、次の要件を全てを満たす方が対象です。

- (1) 介護職員の業務に1年以上の実務経験をお持ちの方（介護事業所等での勤務の方）
- (2) 次の①～③のいずれかに該当する方
 - ①介護福祉士の資格を持っている方
 - ②実務者研修施設において必要な知識および技能を修得した方
 - ③介護職員初任者研修等を修了している方
- (3) あらかじめ都道府県福祉人材センターに登録を行い、かつ、都道府県が認める団体が定める再就職準備金利用計画書を提出した方

返還の免除について

介護職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇（TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

※ 利用条件等については各都道府県で異なる場合があるため、詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

社会福祉士を目指す方へ

社会福祉士修学資金のご案内

社会福祉士の「修学資金」とは

社会福祉士養成施設に在学している方は、卒業後に社会福祉士 国家試験に合格することで社会福祉士の資格を取得することができます。

現在施設に在学中又はこれから在学しようと考え、社会福祉士の資格の取得を目指す皆さまをサポートするため、下記のような「社会福祉士修学資金貸付制度」があります。

▶ 授業料、教材費、交通費、社会福祉士試験受験手数料等の費用

について、在学期間中**月5万円**をお貸しします。この他、入学準備金20万円、就職準備金20万円、生活費加算の加算があります。

▶ 社会福祉士の資格取得後、5年間相談援助業務に従事することで、貸付金の**返還が全額免除**されます。

ご利用条件について

社会福祉士養成施設に在学している方で、**(1)～(3)のいずれかに該当する方が「社会福祉士修学資金」の対象です。****※養成施設に在学中の方が対象であり、養成施設に入学前や卒業後の方、養成施設ではない福祉系大学等に在学中の方は対象外となりますのでご注意ください。**

- (1) 貸付を受けようとする都道府県に住民登録をされていて、養成施設卒業後、その都道府県内において相談援助の仕事に就く予定の方
- (2) 貸付を受けようとする都道府県内の養成施設の学生であって、卒業後、その都道府県内において相談援助の仕事に就く予定の方
- (3) 養成施設での修学のために転居をした方で、転居する前年度の住民登録を貸付を受けようとする都道府県にされていて、かつ、卒業後は転居前の都道府県内（貸付を受けようとする都道府県内）において相談援助の仕事に就く予定の方

返還の免除について

養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の登録をおこない、北海道内で、5年間、相談援助の業務に従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

お申し込み・お問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇 (TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

※ 上記内容は国が示している基準であり、実際に各都道府県で実施されている内容とは異なる場合がございますのでご注意ください。詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）のメニューの主な充実内容

1. 介護施設等の整備分

(1) 地域密着型サービス施設等の整備への補助

- ① 現行では、施設を運営する社会福祉法人等が施設を整備する場合が補助対象であるが、土地の取得が困難な地域での施設整備を支援するため、土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も補助対象とする。
- ② 介護の経営の大規模化による効率化のため、補助対象施設について、地域密着型特別養護老人ホーム（以下「地密特養」という。）に併設するショートステイ用居室を追加する。
- ③ 現行では、限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な介護サービスを提供するため、地密特養を整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、地密特養の補助単価の5%加算を行っているが、地域の実情に応じて、地密特養以外の受け皿を整備しやすくするため、介護施設や事業所の種別にかかわらず、合築・併設を行う場合にそれぞれ補助単価の5%加算を行う。

（現行の例）地密特養＋小規模多機能型居宅介護事業所を合築・併設で整備した場合、地密特養のみ補助単価の5%加算
（改正後の例）認知症高齢者グループホーム＋小規模多機能型居宅介護事業所を合築・併設で整備した場合、両方とも5%加算

- ④ 生活支援ハウスの補助対象地域は、現行では、離島振興法等※に基づくものに限っているが、地域の実情に合わせて冬場に、居宅生活が不安な高齢者等に対する住居の提供が行えるよう、豪雪地帯対策特別措置法に基づくものを追加する。

※ 離島振興法のほか、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法又は沖縄振興特別措置法

(2) 介護施設の開設準備経費等への補助

介護の経営の大規模化による効率化のため、補助対象施設について、広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設するショートステイ用居室を追加する。

(3) 民有地マッチング事業の創設

国有地・公有地を活用してもなお、土地の取得が困難な地域があることを踏まえ、施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの

平成31年度地域医療介護総合確保基金（介護分）予算案の概要
及びメニューの充実等について

厚生労働省老健局高齢者支援課
振興課

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年12月21日に、平成31年度予算案が閣議決定され、地域医療介護総合確保基金（介護分）（以下「基金（介護分）」という。）については、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2015（平成27年度）から2020年代初頭までに介護の受け皿50万人分を整備すること、介護人材不足が喫緊の課題となっており、及び消費税率の引上げを踏まえて、100億円（うち国費66億円）増額することとしています。

具体的な介護施設等の整備分と介護従事者の確保分の配分は、以下のとおりです。
[介護施設等の整備分] 634億円（うち国費423億円）→ 700億円（うち国費467億円）
[介護従事者の確保分] 90億円（うち国費 60億円）→ 124億円（うち国費 82億円）

また、別紙のとおり、それぞれのメニューについて、充実等を行うこととしています。
さらに、平成31年度予算（介護分）の各都道府県への交付に当たっては、上記の予算枠に関わらず、介護施設等の整備分と介護従事者の確保分を一体的に交付するなど、柔軟に対応することとしています（例えば、各都道府県の介護従事者の確保分の協議額が、予算額を超えた場合に、介護施設等の整備分の予算額を充てる）。

こうしたことを踏まえ、各都道府県におかれましては、政令市、中核市、含めた管内自治体の事業展開の意向や地域のニーズを十分に勘案し、当該予算の積極的な活用をご検討いただくとともに、追って連絡する事業量調査に向けた準備をするなど、必要な対応を進めていただきますようお願いいたします。

支援を行う。（先行して実施している保育に倣うイメージ）

(4) 共通事項

- ① 補助単価について、建設工事の労務費・資材費の高騰や消費税率の引上げを踏まえて、2019年4月より補助単価を約2.8%※、2019年10月より約2.0%、と段階的に引上げる（別添参照）。

※ 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備・開設準備経費についての補助は、更なる介護療養病床の転換促進のため、転換整備は約13.5%、開設準備経費は7.0%引上げ。

- ② 現行では、補助を活用する介護施設・事業所が、特別豪雪地帯に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能となっているが、離島では、建設工事の労務費・資材費が本土と比べて割合で、事業者誘致の課題となっていることを踏まえて、奄美群島・離島・小笠原諸島も8%加算対象地域に追加する。

2. 介護従事者の確保分

- ① 介護に関する入門的研修の受講者等に対する介護の周辺業務等の体験支援事業
介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

- ② 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業
研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。

- ③ 介護事業所に対するICT導入支援事業
介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。
※ 1 事業所につき上限 30 万円

- ④ 介護事業所に対する業務改善支援事業
厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。
・ 人材不足に関連した課題を解決することが急務であること
・ その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するも

のであること
※1 事業所につき上限 30 万円

[施行日]

2019年4月1日施行。ただし、1. (4)①の消費税率の引上げ分の補助単価の引上げは、2019年10月1日施行。

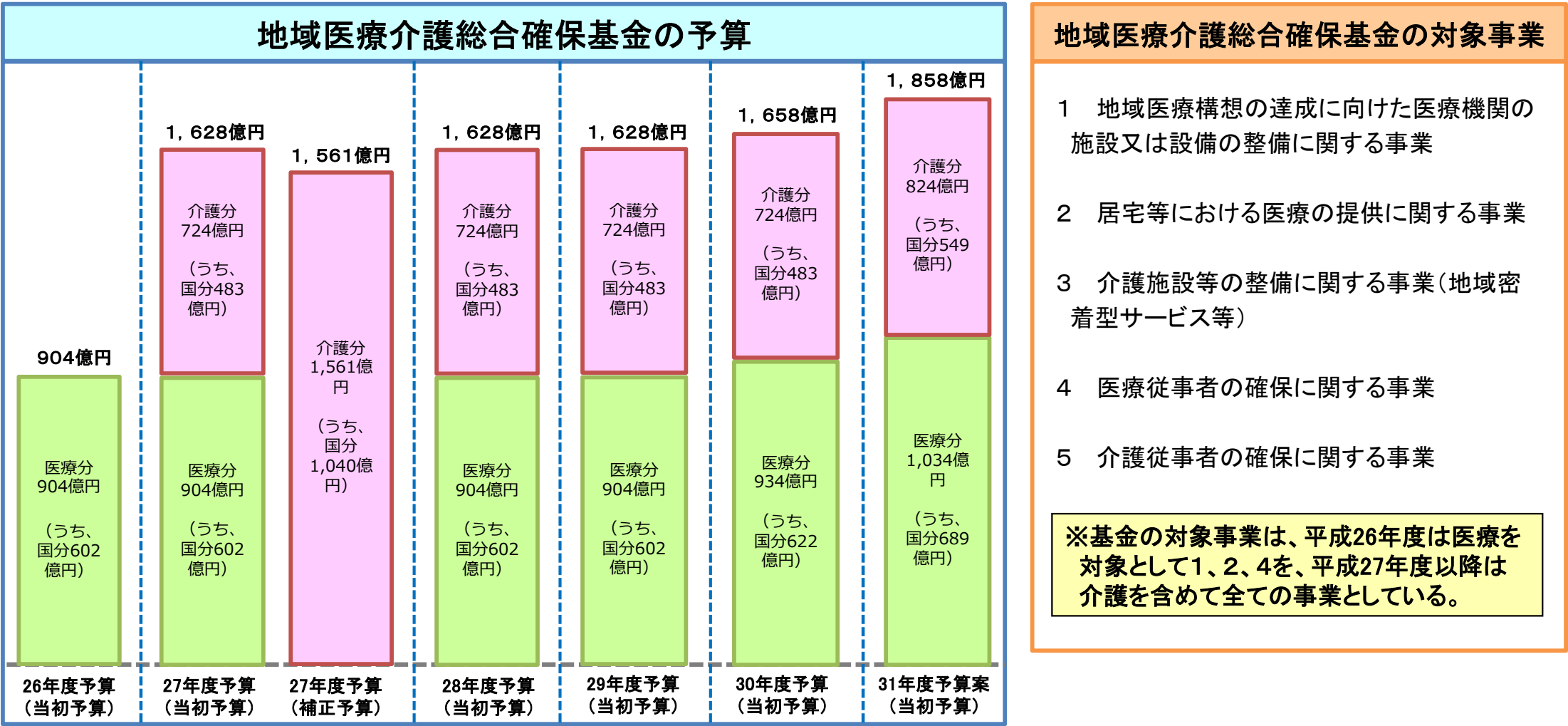
※ 現時点の案であり、今後変更があり得る。

(別添) 介護施設等の整備分の補助単価案			(下線部分は改正部分)		
メニュー	現在の単価	単位	2019年4月～9月 (資材費、労務費等の 上昇分+2.8%等)		2019年10月～ (消費税率の 引上げ分+2%)
			改定後単価(案)		改定後単価(案)
○介護施設等の整備分					
施設整備等(合築・併設を行う場合に補助単価を5%加算)	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	／床	2,000 ～ 4,270 千円	2,000 ～ 4,390 千円	2,000 ～ 4,480 千円
	小規模な介護老人保健施設	／施設	25,000 ～ 53,400 千円	25,000 ～ 54,900 千円	25,000 ～ 56,000 千円
	小規模な養護老人ホーム	／床	2,270 千円	2,340 千円	2,380 千円
	小規模なケアハウス	／床	2,000 ～ 4,270 千円	2,000 ～ 4,390 千円	2,000 ～ 4,480 千円
	小規模な介護医療院	／施設	25,000 ～ 53,400 千円	25,000 ～ 54,900 千円	25,000 ～ 56,000 千円
	都市型軽費老人ホーム	／床	1,700 千円	1,750 千円	1,790 千円
	認知症高齢者グループホーム	／施設	15,000 ～ 32,000 千円	15,000 ～ 32,900 千円	15,000 ～ 33,600 千円
	小規模多機能型居宅介護事業所	／施設	15,000 ～ 32,000 千円	15,000 ～ 32,900 千円	15,000 ～ 33,600 千円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	／施設	5,670 千円	5,830 千円	5,940 千円
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	／施設	15,000 ～ 32,000 千円	15,000 ～ 32,900 千円	15,000 ～ 33,600 千円
	認知症対応型デイサービスセンター	／施設	11,300 千円	11,700 千円	11,900 千円
	介護予防拠点	／施設	8,500 千円	8,740 千円	8,910 千円
	地域包括支援センター	／施設	1,130 千円	1,170 千円	1,190 千円
	生活支援ハウス(離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に限る)	／施設	34,000 千円	35,000 千円	35,700 千円
	緊急ショートステイの整備事業	／床	1,130 千円	1,170 千円	1,190 千円
	施設内保育施設整備事業	／施設	11,300 千円	11,700 千円	11,900 千円
	空き家を活用した整備	／施設	8,500 千円	8,740 千円	8,910 千円
	施設開設準備経費(特養及び併設ショート、老健、ケアハウス、養護、介護医療院、認知症GH、小多様)	／定員	800 千円	823 千円	839 千円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護開設準備経費	／施設	13,300 千円	13,700 千円	14,000 千円
	看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費	／定員	800 千円	823 千円	839 千円
	訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)開設準備経費	／施設	4,000 千円	4,120 千円	4,200 千円
	都市型軽費老人ホーム開設準備経費	／定員	400 千円	412 千円	420 千円
	小規模な養護老人ホーム開設準備経費	／定員	400 千円	412 千円	420 千円
	施設内保育施設整備事業開設準備経費	／施設	4,000 千円	4,120 千円	4,200 千円
特養多床室プライバシー保護のための改修	／床	700 千円	720 千円	734 千円	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業(1個室→ユニット化改修)	／床	1,130 千円	1,170 千円	1,190 千円	
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業(1多床室→ユニット化改修)	／床	2,270 千円	2,340 千円	2,380 千円	
介護療養型医療施設等転換整備事業	創設	1,930 千円	2,200 千円	2,240 千円	
	改築	2,390 千円	2,720 千円	2,770 千円	
	改修	964 千円	1,095 千円	1,115 千円	
介護療養型医療施設等転換整備に係る開設準備経費	／定員	200 千円	214 千円	219 千円	
定期借地設定のための一時金支援事業	／施設	路線価×1/2 千円	路線価×1/2 千円	路線価×1/2 千円	
民有地マッピング事業	マッチング事業費	／自治体	(新規) 千円	5,500 千円	5,610 千円
	整備候補地の掘り起こし強化	／自治体	(新規) 千円	4,500 千円	4,590 千円
	コーディネーターの配置経費	／1か所	(新規) 千円	4,400 千円	4,490 千円

※ 上記を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案について

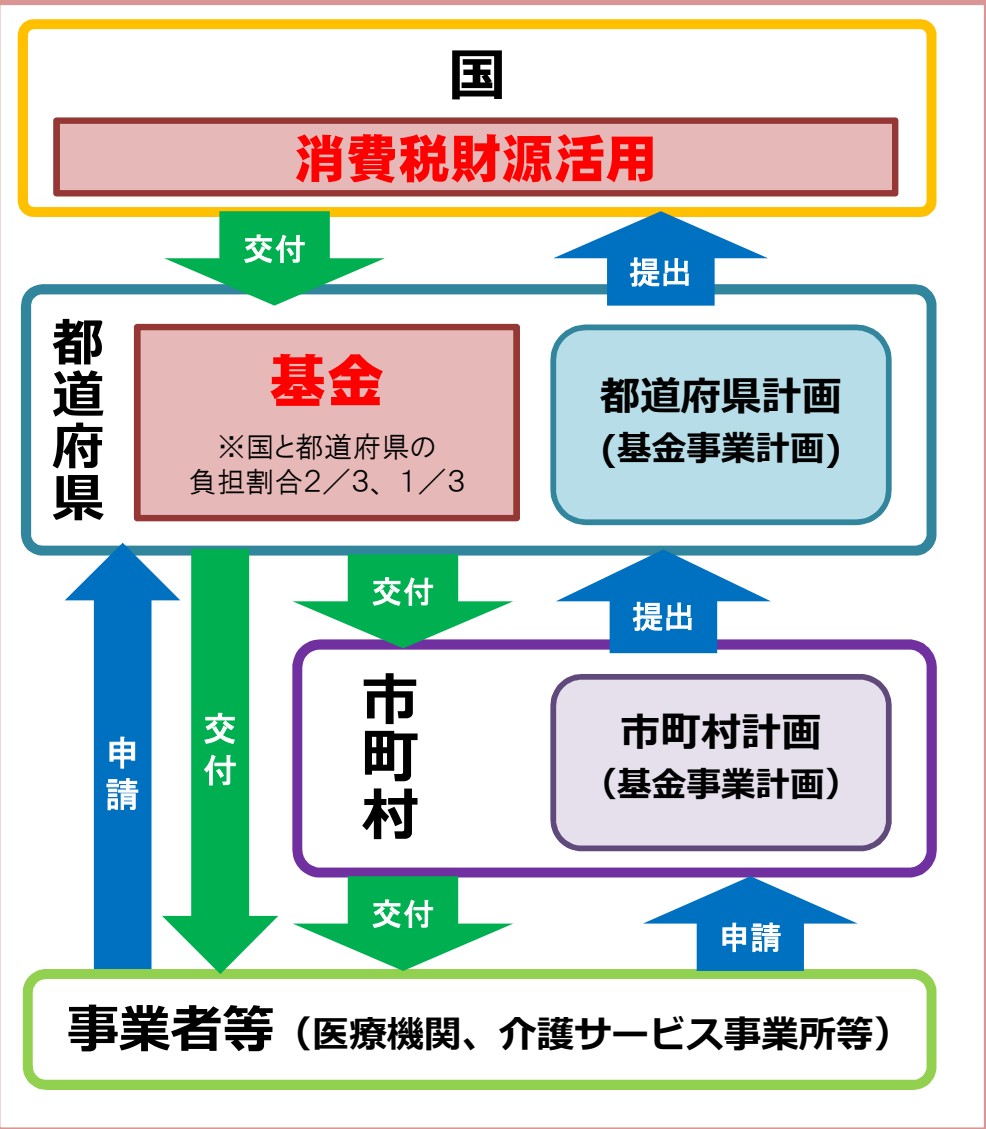
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成31年度予算案は、公費ベースで1,858億円（医療分1,034億円（うち、国分689億円）、介護分824億円（うち、国分549億円））



地域医療介護総合確保基金

平成31年度予算案 公費：1,858億円（国費：1,239億円）
（医療分 公費：1,034億円（国費：689億円）、介護分 公費：824億円（国費：549億円））

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



- ### 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

 - 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
 - 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
 - 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

- ### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

 - 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 3 介護施設等の整備に関する事業
 - 4 医療従事者の確保に関する事業
 - 5 介護従事者の確保に関する事業

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。平成31年度予算案では、地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う（下線箇所）

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合を含む）に対して支援を行う。
（対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。
- 他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

【参考：保育】民有地マッチング事業

子ども家庭局作成資料

（保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数）

【事業内容】

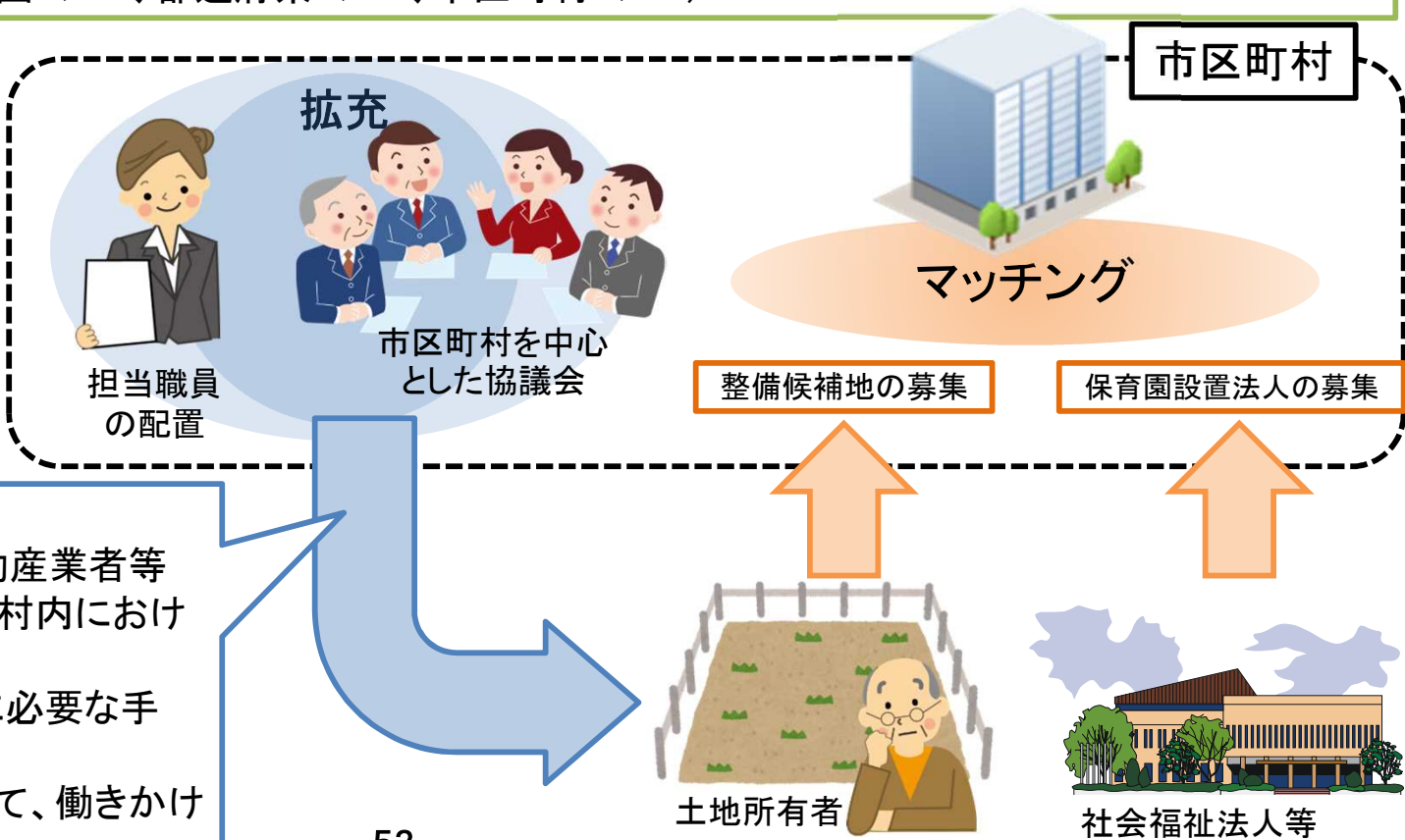
土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

また、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市区町村について支援の拡充を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】 マッチング事業費 1自治体当たり 550万円
整備候補地の掘り起こし強化【拡充】 1自治体当たり 450万円
コーディネーターの配置経費 1か所当たり 440万円

【補助率】国1/2、都道府県1/2（国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4）



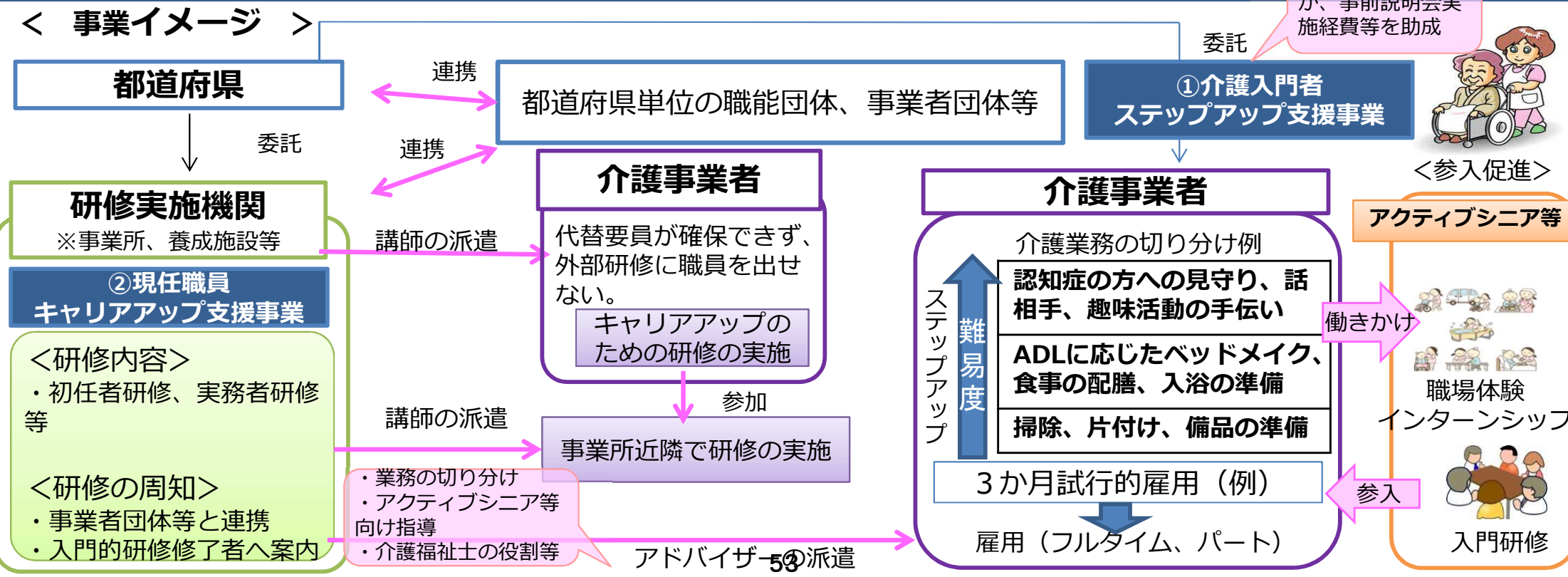
- 地域の不動産の情報を持つ不動産業者等と情報の共有を行うことで、市区町村内における活用可能な物件を把握
- 不動産業者等と保育園の設置に必要な手続きや助成制度等について共有
- 把握された物件の所有者に対して、働きかけ

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、介護の周辺業務等の体験支援（新規） ○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施（新規） ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ 認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入のための研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援 ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護事業所に対するICTの導入支援（新規） ○ 人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援（新規）
○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置 ○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援		

新 介護入門者ステップアップ支援事業・現任職員キャリアアップ支援事業 （地域医療総合確保基金の事業メニューの追加）

- ①介護入門者ステップアップ育成支援事業
- 介護人材に求められる機能の明確化やキャリアパスの実現のため、介護職がキャリアに応じて利用者に対するケアや業務に専念できるよう、介護職の役割を明確にし、利用者に直接関わらない業務を多様な人材が担っていけるような取組の推進が求められている。（「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材専門委員会報告書）
 - 平成30年度より、介護に関心を示すアクティブシニア等に対して入門的研修等を創設しており、同研修の受講者等に対して、試行的に介護の周辺業務等を体験（概ね3か月）してもらうことにより、①アクティブシニア等多様な人材の参入促進、②介護職の機能分化・段階的なキャリアパスの実現、③多様な働き方の実現を推進する。
- ②現任職員キャリアアップ支援事業
- 代替要員の確保が困難なため、外部研修等への参加が困難な場合が多いことを踏まえ、出前研修を実施することにより、資質の向上の支援を図る。

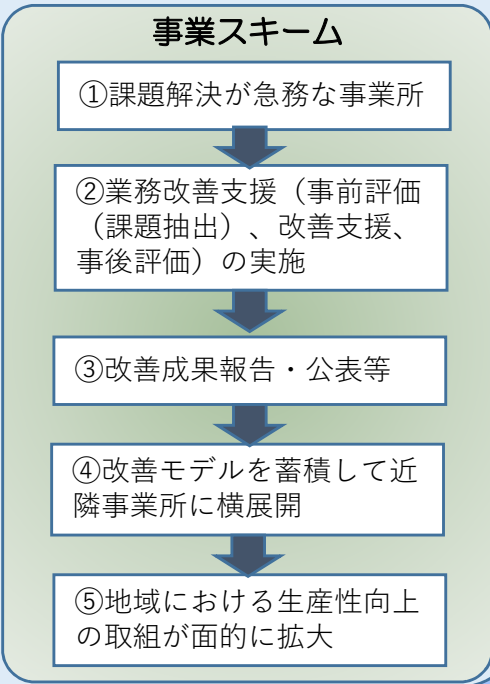


地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した
介護事業所に対する業務改善支援及びICT導入支援（平成31年度新規（案））

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、**新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。**

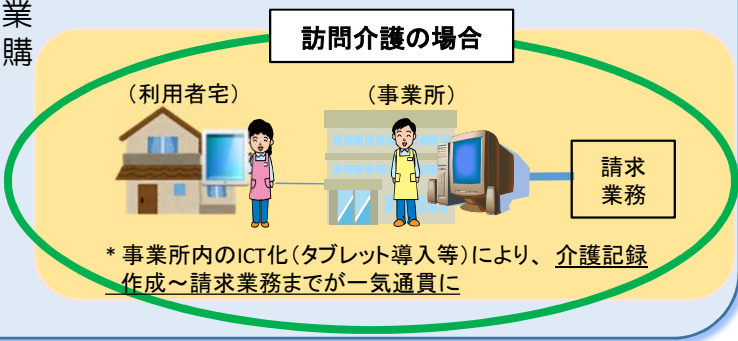
介護事業所に対する業務改善支援事業

- 【内容】
生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用の一部を助成
- 【対象事業所】
生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所
※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など
- 【手続き等】
介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う 等
※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開
- 【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1／2以内（上限30万円）



ICT導入支援事業

- 【内容】
介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成
- 【対象事業所】 介護事業所
- 【要件】 介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等
- 【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1／2以内（上限30万円）



取組の背景

福島県内では、慢性的な人材不足と介護に関するネガティブなイメージから、介護職を目指すという若者等が減少している現状にある。このことから、現在、介護の現場で元気に頑張っている若手職員の姿を収めた映像を作成し、県内外に広く発信することで、介護について広く正しく知っていただくことを目的として、テレビ番組の放送等を実施する。また、県内の中学生、高校生及びその保護者を対象として介護について紹介する体験型のイベントを開催する。

事業概要（取組の特長）

1. 事業目的
介護の仕事に対する理解の促進や魅力の発信。

2. 取組の特長（特に工夫している部分に下線）

（1）テレビ番組「おしえて！介護のおしごと」

○県内の介護施設、事業所を取
材してテレビ番組を作成し、放
送し、テレビ局のホームページで動
画を公開している。

○アニメーションのキャラクターと
実写の映像を組み合わせ、視聴
者の興味を引く画面を作るよう工夫している。



（2）介護の仕事の体験型イベント「ケアフェスふくしま」

○介護福祉機器の展示や高齢者体験、お仕事相談や介護福祉士養成校のPRブースを設け、介護福祉士養成校学生等によるステージイベントも開催した。

○テレビ番組と連動して、イベントの告知や開催報告をテレビ番組内で行い、イベント会場でテレビ番組の映像を放映した。

事業の成果等

○テレビ番組については、最高視聴率が11.0%を記録するなど、多くの県民に視聴いただいている。

○介護の仕事の体験型イベントについては、平成30年度の初開催で約1,000人の来場者があった。

予算推移

予算の推移

- ・平成28年：3,240千円（テレビ放送2分45秒×9回分）
- ・平成29年：6,480千円（テレビ放送2分45秒×20回分）
- ・平成30年：12,420千円（テレビ放送2分45秒×20回分＋イベント）

事業推進上の課題等

＜事業推進上の課題＞

○介護の仕事の体験型イベントについては、さらなる内容の充実を行い、イメージアップの一層の進化に努めていきたいと考えている。

＜横展開に向けての提言＞

○各都道府県等で趣向を凝らしてイメージアップの動画やテレビ番組、イベントを開催しているが、互いに情報共有をはかり、より多くの方々が介護の仕事の魅力に気づき、将来の仕事の選択肢のひとつとしていただけるよう取り組んでいきたい。

千葉県介護の未来案内人事業について

参考資料 5

千葉県健康福祉部健康福祉指導課
0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 0 6



介護の未来案内人と森田健作知事（H30. 8. 3委嘱状交付式の様子）



介護の未来案内人
ロゴマーク

1. 目的・概要

急激な高齢化の進展や、少子化の影響により、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、千葉県全体で約2万8千人の介護人材が不足すると見込まれている。

このため、将来の担い手である若者を対象に「介護への理解促進」及び「就業促進」を図ることを目的とし、知事の委嘱を受けた若手介護職員「介護の未来案内人」が、SNSによる情報発信や学校等の訪問により、介護職の魅力を伝える。

2. 介護の未来案内人事業について

- （1）構 成： 県内12地域に設置し、地域ごとの福祉人材確保に取り組む「福祉人材確保・定着地域推進協議会」から推薦のあった、県内介護事業所に勤務する20代から30代の若手介護職員19名
- （2）委 嘱 期 間： 平成31年3月31日まで
- （3）事業の方法： 株式会社リクルートキャリアに委託
- （4）事業対象者： 高等学校、専門学校、短期大学、大学等に在学する学生を始めとする若者など

3. 介護の未来案内人の主な活動内容

- （1）学校等への派遣活動
未来案内人が介護の仕事を選んだ「きっかけ」や「エピソード」、日々の仕事で感じている「楽しさ」を学生へ紹介する。
- （2）SNS（ツイッター）による情報発信活動
未来案内人が勤務する職場の雰囲気やプライベートの過ごし方などを、若者やその保護者世代を始め幅広く発信し、介護の魅力を伝える。

4. 活動実績（平成31年2月8日現在）

- （1）学校等への派遣活動
応募校： 13校16回（合計 約2,050人）
既訪問校： 8校11回
- （2）SNS（ツイッター）による情報発信活動
昨年10月中旬から開始。

※既訪問校のアンケート集計結果は次ページのとおり

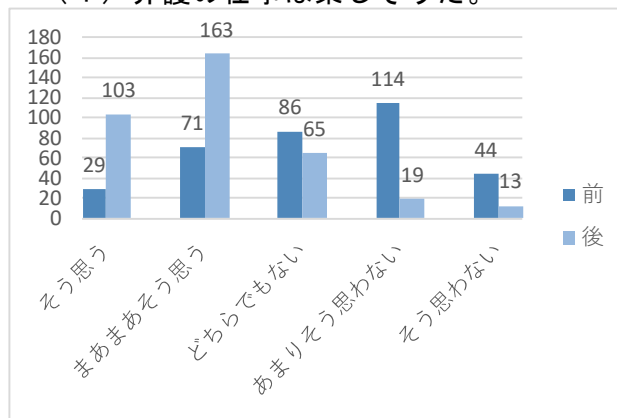
○既訪問校 8 校の内 5 校分
 ○回答者 3 5 6 名
 高校 1 年 59 名【男 22 女 37】
 高校 2 年 252 名【男 97 女 155】
 高校 3 年 45 名【男 23 女 22】

1. 未来案内人の説明について

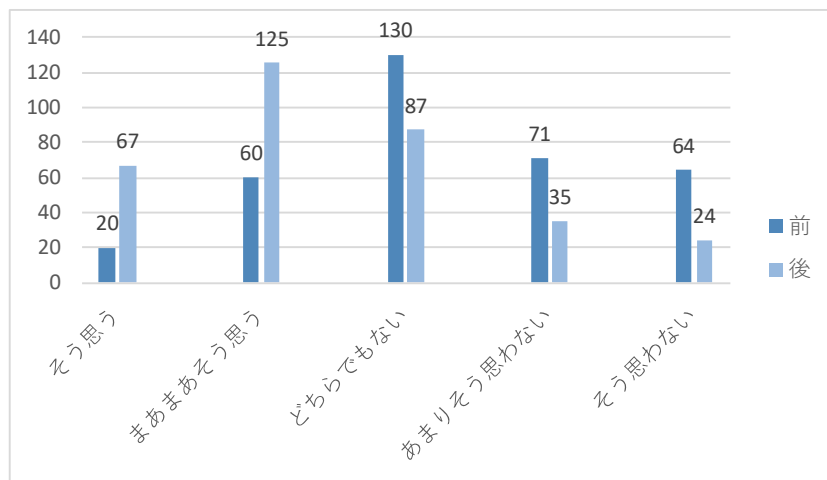
項目	人数	割合
よかった	209	60%
まあまあよかった	89	25%
ふつう	41	12%
あまりよくなかった	8	2%
よくなかった	3	1%

2. 授業を受ける前と後の気持ちの変化について

(1) 介護の仕事は楽しそうだ。



(2) 未来案内人が勤務する施設などに、職場見学やボランティアに行ってみたい。



3. 生徒感想 (一部抜粋)

- 今まで介護の仕事はマイナスのイメージしか持っていなかったが、今日の話で180度変わって、興味を持った。
- 休みもしっかり取っていて、イキイキとした生活を送っていると思った。
- 自分が考えていたよりもずっと楽しそうで、働いてみたいと思った。
- 福祉の仕事は、人と関わることができる素晴らしい仕事だと思った。
- 自分の個性や好きな事を活かせる仕事だと思った。
- イメージと違うことがたくさん聞けてよかった。
- 利用者さんと一緒に笑っている写真を見ているだけで、自分も嬉しく感じた。
- 自分は介護の仕事を志していますが、前よりももっと、自分の将来が楽しみになりました。早く介護の仕事で働きたいです。
- ハッキリ言って自分の話ばかりで、何でもここで話すのかよくわかりません。
- 高校を卒業したらバイト先で働こうと思っていたが、介護の仕事もいいなと思った。
- 自分が感じている福祉のやりがい、前よりも多くなった。この仕事を頑張ろうと思った。
- 職員さんと利用者さんが共に楽しむこともでき、自分のスキルも活かすことができる職場で、ステキだなと思った。
- 介護の仕事は体力やメンタルが必要で大変そうだと思っていたが、楽しそうだと思った。まだ将来やりたいことが決まっていないので、選択肢に入れようかと思う。
- 認知症の祖母と暮らしていたとき、母が家で世話をすることが辛そうだったので、介護の仕事に対して苦手意識があったのですが、プレゼンターの話聞いて、ボランティアなどに参加してみたいと思いました。
- 介護の仕事は大変そうで、イヤになる人多そうに思っていたが、楽しそうに働く人もいて面白そうに思えました。将来の職業として考えてみたい。
- いいところばかり話をされても胡散臭いと思えない。間違いなく悪い面が多い仕事だと思うから。・・・etc

現状・課題

○都内における介護職員数は、平成37年度において約3万5千人の不足が見込まれ、介護人材の確保対策が必要
○介護や看護を理由として離職した人が9万9千人（全国）に上る等、仕事と介護の両立が社会的な課題

介護講師派遣事業の実施

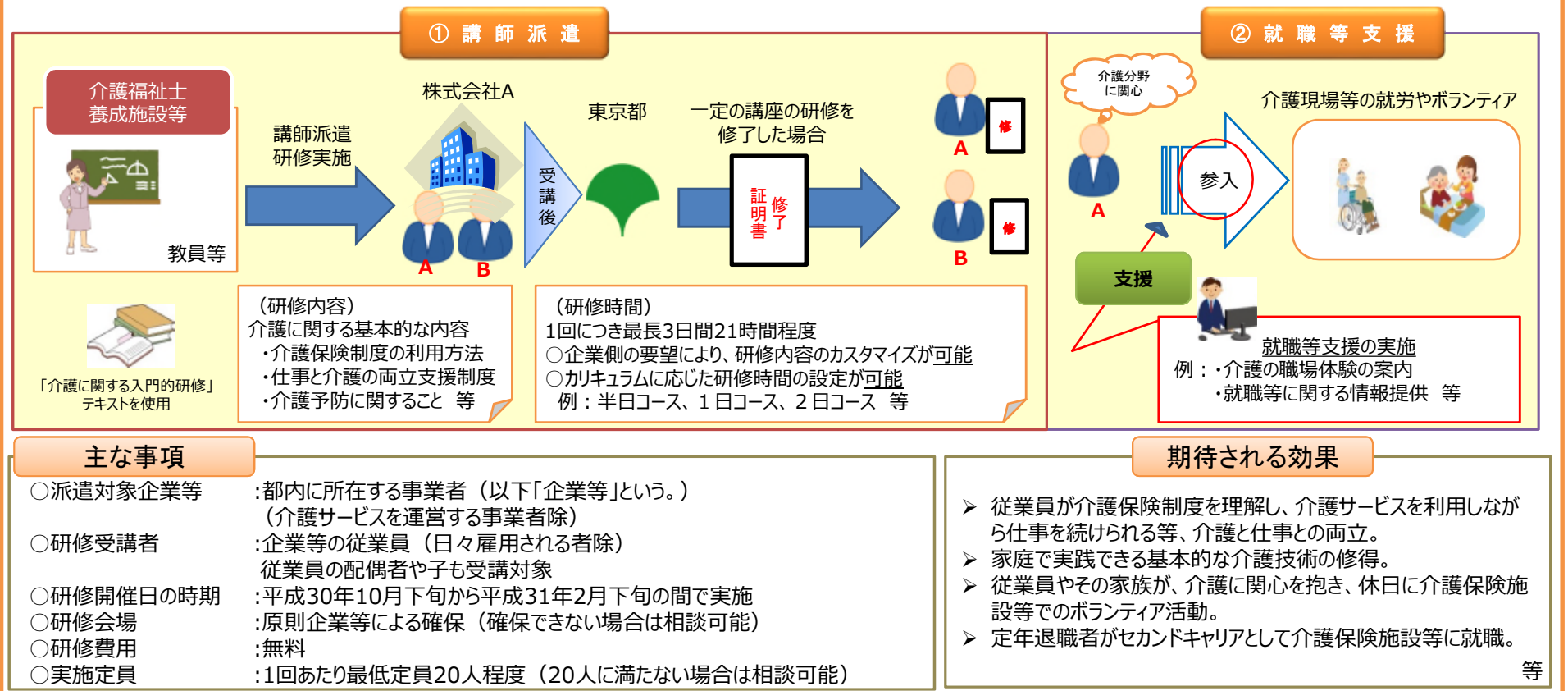
目的

介護に関してより多くの方に学んでもらい、理解を深めてもらう

介護に関心を持ってもらい、介護分野に参入してもらう

内容

①都内の企業等が、主に退職前の従業員に対して、介護技術等に関する研修等を実施する場合に講師を派遣し、介護の魅力を伝える。
②研修受講者が希望する場合には、介護保険施設等への就職等支援を実施する。



東京都

無料

介護講師派遣事業

派遣期間：平成30年10月下旬～平成31年2月下旬

募集受付中

介護離職等にお困りの企業の方へ

介護者は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担う労働者であることが多く、介護離職は、企業にとって大きな損失になります。また、労働者は経済困窮に陥るリスクが高まる等、生活環境に大きく影響を及ぼします。

東京都では、介護における実務・指導経験の豊富な講師を各企業へ派遣し、介護に関する基礎的な研修を行う事業（※）を実施します。

（※）介護講師派遣事業

- 都内の企業等が従業員（定年退職予定者等）に対して、介護技術等に関する研修等を実施する場合に講師を派遣し、介護の魅力を伝える。
- 研修受講者が希望する場合には、介護保険施設等への就職等支援を実施する。

◆ 下記のようなニーズを持つ企業に、最適な研修講座を提供します。

- 介護及び介護保険に関する基礎知識を身につけさせたい。
- 仕事と家庭の両立支援に取り組むために、介護の知識を社内で共有したい。
- 介護離職防止のために、社内の支援制度を整備したい。
- 定年退職予定者の退職準備研修等に導入したい。 等

研修内容及び研修時間

- 介護に関する基本的な内容
・ 介護保険制度の利用方法・仕事と介護の両立支援制度・介護予防に関すること 等
- 研修時間
・ 企業側の要望により、研修内容のカスタマイズが可能
・ 半日コース、1日コース、2日コース等の時間設定が可能
（研修時間は、1回につき最長3日間21時間程度）

「介護に関する入門的研修」テキストを使用

介護福祉士養成施設等



教員等

講師派遣研修実施

株式会社A



※一定の講座の研修を修了した場合、修了証明書を発行します。
※介護分野に関心のある受講者に対して、就職等の支援を実施します。

期待される効果

企業の方

- 介護離職防止による、貴重な人材の確保
- 仕事と介護の両立できる職場環境の整備による、企業のイメージアップや優秀な人材の確保

従業員の方

- 従業員が介護保険制度を理解し、介護サービスを利用しながら仕事を続けられる等、介護と仕事との両立
- 家庭で実践できる基本的な介護技術の修得

主な事項

- 派遣対象企業等
都内に所在する企業等（介護サービスを運営する事業者除）
- 研修受講者
企業等の従業員（その配偶者、子も受講対象）
- 研修会場
原則企業等による確保（確保できない場合相談可能）
- 実施定員
1回あたり最低定員20人程度（満たない場合相談可能）

清瀬市 介護「はじめての一步」研修

受講者募集!

介護未経験者の方にも介護を身近に感じていただけるよう、短期間で受講できる、介護に関する入門的内容の研修（入門的研修）を開催します。

子育てがひと段落した方や、お元気なシニアの方、皆さまお申込みいただけます。学んだ内容を活かし、市内の事業所でお仕事してみませんか。

また、3日間全ての課程を修了された方には、修了書を発行します。

研修修了者は、介護職員初任者研修等を受講する場合に研修項目の一部免除が受けられます。



研修日程

※各回全3日間

	日 程	時 間	場 所
第1回	平成31年1月22日（火）	9:00~17:00 （昼休憩1時間あり）	清瀬市役所
	平成31年1月28日（月）		日本社会事業大学
	平成31年1月30日（水）		日本社会事業大学
第2回	平成31年3月 6日（水）	9:00~17:00 （昼休憩1時間あり）	清瀬けやきホール
	平成31年3月11日（月）		日本社会事業大学
	平成31年3月13日（水）		日本社会事業大学

申込受付： 第1回 平成30年12月17日より受付

第2回 平成31年2月15日より受付

応募要件： 18歳以上で介護の仕事に興味があり、市内事業所で就労する意志のある方

定 員： 各回50名（先着受付順）

参加費： 無 料

研修内容： ・介護に関する基礎知識

（講義・演習）

・基本的な介護の方法

・認知症の理解

・障害の理解

・介護における安全確保 等

※一部内容に変更がある場合があります。



申込み・問い合わせ

清瀬市健康福祉部高齢支援課介護サービス係

電話：042-497-2080（係直通）

FAX：042-492-9990

----- キリトリ -----

【参加申込書】 参加希望の回に○をご記入ください。

（ 第1回 ・ 第2回 ）

フリガナ		生年月日	昭・平	年	月	日
氏 名		性 別	男	・	女	
住 所	〒					
電話番号	（ ）					

30福保高介第1644号
平成30年11月15日

教育庁指導部指導企画課長 殿

福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
木村 総司
(公印省略)

教員を対象とした介護に関する入門的研修の実施について

平素より、福祉保健行政に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。
福祉保健局では、今後一層の増大が見込まれる介護ニーズに適切に対応していくため、介護分野への多様な人材の確保に向けて様々な取組を実施しているところです。

このような中、厚生労働省より文部科学省に対して、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼」を行った旨の連絡を受け、福祉保健局では下記のとおり介護に関する入門的な研修を教員向けに実施することといたしました。

つきましては、本研修に御理解いただきますとともに、御多忙中恐縮ですが、中学校及び高等学校等の教員が本研修を受講できるよう、区市町村教育委員会及び都立学校への周知について御協力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

記

1 研修の目的
学校教育においては、平成29年3月31日に公示された中学校新学習指導要領の技術・家庭科及び平成30年3月30日に公示された高等学校新学習指導要領の家庭科において、「介護」に関する内容がそれぞれ充実されたことを踏まえ、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等を目的として実施する。

2 受講対象者
公立学校教職員

3 研修開催日時
(1) 研修開催日
平成30年12月12日（水曜日）
(2) 研修開催時間
午後3時から午後5時まで（受付開始 午後2時30分）

4 開催場所
A P 西新宿 5階Cルーム
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目2番4号新宿喜楓ビル5階（別紙1のとおり）

5 募集人員
100人（予定）

※募集人員を超過した場合は、先着順とさせていただきます。
※定員超過によりご参加いただけない場合のみ、平成30年12月7日（金曜日）までに申込書（別紙2）に記載の担当の担当者宛電話又はメールにてご連絡させていただきます。

6 研修内容(予定)
(1) 介護に関する基本知識：介護保険制度の概要、介護に関する相談先
(2) 介護の基本：介護における安心・安楽な体の動かし方
(3) 基本的な介護の方法：介護職の役割や介護の専門性、老化の理解等
(4) 介護職として働きたい方のために：介護の仕事と資格

7 申込み方法
別紙2に必要事項を記入の上、学校単位で下記までFAX又は郵送にてお申込みください。

ヒューマンライフケア株式会社（運営受託事業者）
介護教育事業部介護講師派遣事業係
〒160-0023
東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア3階
電話 0120-998-632
FAX 03-6846-1217
メール manabi@athuman.com

8 申込期限
平成30年12月5日（水曜日）【必着】

【担当】
東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
介護人材担当 谷山・岩本・七嶋
TEL 03-5320-4267